### 議案第9号

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前		
目次	目次		
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)		
第5章 雑則(第34条 <u>*第35条</u> )	第5章 雑則(第34条)		
附則	附則		
(基本方針) 第4条 (略) 2~4 (略) 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の 擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備 を行うとともに、その従業者に対し、研修を実 施する等の措置を講じなければならない。 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支 援を提供するに当たっては、法第118の2第 1項に規定する介護保険等関連情報その他必 要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努 めなければならない。	(基本方針) 第4条 (略) 2~4 (略)		
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)		
第7条 (略)	第7条 (略)		
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希		

望に基づき作成されるものであり、利用者は複 数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよ う求めることができること、前6月間に当該指 定居宅介護支援事業所において作成された居 宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所 介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護 (以下この項において「訪問介護等」という。) がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画 の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介 護支援事業所において作成された居宅サービ ス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回 数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又 は指定地域密着型サービス事業者によって提 供されたものが占める割合等につき説明を行 い、利用申込者又はその家族の理解を得なけれ ばならない。

 $3 \sim 8$  (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に 規定する基本方針及び前条に規定する基本取 扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1)~(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議 (介護支援専門員が居宅サービス計画の作 成のために、利用者及びその家族の参加を基 本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置 付けた指定居宅サービス等の担当者(以下こ の条において「担当者」という。)を招集し て行う会議 (テレビ電話装置その他の情報通 信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。た だし、利用者又はその家族(以下この号にお いて「利用者等」という。)が参加する場合 にあっては、テレビ電話装置等の活用につい て当該利用者等の同意を得なければならな い。)をいう。以下同じ。)の開催により、 利用者の状況等に関する情報を担当者と共 有するとともに、当該居宅サービス計画の原 案の内容について、<u>担当者から、</u>専門的な見 地からの意見を求めるものとする。ただし、 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の 心身の状況等により、主治の医師又は歯科医 師(以下この条において「主治の医師等」と いう。) の意見を勘案して必要と認める場合 その他のやむを得ない理由がある場合は、担 当者に対する照会等により当該意見を求め ることができるものとする。

(10)~(15) (略)

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由が

-	数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること 
- -	
- -	
_	
ľ	等につき説明を行 い、利用申込者又はその家族の理解を得なけれ ばならない。 〜8 (略)
夫 主	(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に 見定する基本方針及び前条に規定する基本取 吸方針に基づき、次のとおりとする。 (1)~(8) (略)
	(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議 (介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議
	をいう。以下同じ。)の開催により、 利用者の状況等に関する情報を担当者と共

をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の 専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができるものとする。

(10)~(15) (略)

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、 担当者の 専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由が ある場合は、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができるものとする。

ア・イ (略)

(17)  $\sim$  (30) (略)

(管理者の<u>責務</u>)

第20条 (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅 介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程(以下「運営 規程」という。)として次に掲げる事項を定め るものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅 介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより介護支援専門員の 就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなければな らない。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員 に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなけ ればならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継 続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

第24条 (略)

<u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u>

- 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該 指定居宅介護支援事業所において感染症が発 生し、又はまん延しないように、次の各号に掲 げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感

ある場合は、担当者に対する照会等により当 該意見を求めることができるものとする。

ア・イ (略)

 $(17) \sim (30)$  (略)

(管理者の業務)

第20条 (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅 介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程(以下「運営 規程」という。)として次に掲げる事項を定め るものとする。

(1)~(5) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2 · 3 (略)

第24条 (略)

染症の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)をおお むね6月に1回以上開催するとともに、その 結果について、介護支援専門員に周知徹底を 図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感 染症の予防及びまん延の防止のための指針 を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びま ん延の防止のための研修及び訓練を定期的 に実施すること。

(掲示)

第25条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する 事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係 者に自由に閲覧させることにより、同項の規定 による掲示に代えることができる。

第30条 (略)

(虐待の防止)

- 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待 の発生又はその再発を防止するため、次の各号 に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止等のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための 研修を定期的に実施すること。
  - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居 宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存そ の他これらに類するもののうち、この条例の規 定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記 載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。)で行うことが規定され、又は 想定されるもの(第10条(前条において準用 する場合を含む。)及び第16条第27号(前 (掲示)

第25条 (略)

第30条 (略)

第5章 雑則

条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護 支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、 承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」 という。)のうち、この条例の規定において書 面で行うことが規定され、又は想定されるもの については、当該交付等の相手方の承諾を得 て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 磁気的方法その他人の知覚によって認識する ことができない方法をいう。)によることがで きる。

**第35条** (略)

第34条 (略)

第2条 八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に 規定する基本方針及び前条に規定する基本取 扱方針に基づき、次のとおりとする。

 $(1) \sim (20)$  (略)

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居 宅介護支援事業所において作成された居宅 サービス計画に位置付けられた指定居宅サ <u>ービス等に係る居宅介護サービス費、特例居</u> 宅介護サービス費、地域密着型介護サービス 費及び特例地域密着型介護サービス費(以下 この号において「サービス費」という。) 総額が法第43条第2項に規定する居宅介 護サービス費等区分支給限度基準額に占め る割合及び訪問介護に係る居宅介護サービ ス費がサービス費の総額に占める割合が厚 生労働大臣が定める基準に該当する場合で あって、かつ、市からの求めがあった場合に は、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サー ビス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅 サービス計画に訪問介護が必要な理由等を 記載するとともに、当該居宅サービス計画を (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に 規定する基本方針及び前条に規定する基本取 扱方針に基づき、次のとおりとする。

 $(1) \sim (20)$  (略)

# <u>市に届け出なければならない。</u> (22)~(31) (略)

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居 宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存そ の他これらに類するもののうち、この条例の規 定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記 載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定され、又は 想定されるもの(第10条(前条において準用 する場合を含む。)及び第16条第28号(前 条において準用する場合を含む。) 並びに次項 に規定するものを除く。) については、書面に 代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方 式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られる記録であ って、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。) により行うことができる。

2 (略)

#### (21)~(30) (略)

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居 宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存そ の他これらに類するもののうち、この条例の規 定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記 載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定され、又は 想定されるもの(第10条(前条において準用 する場合を含む。)及び第16条第27号(前 条において準用する場合を含む。) 並びに次項 に規定するものを除く。) については、書面に 代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方 式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られる記録であ って、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による 改正後の八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(新条 例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これら の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新 条例第21条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用 については、新条例第21条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための 措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、 「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

除く。)」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2

(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」 と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う ものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2 (新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなけれ ば」とする。

## 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、 所要の改正を行うため。